

# 同一労働同一賃金対策実務実践セミナー

働き方改革関連法により、「雇用形態に関わらない公正な待遇」が確保されることになりました。具体的には、『改正パートタイム・有期雇用労働法』の施行によって、正規雇用と非正規雇用の間において、賃金などの待遇に不合理な差を設けることが禁止されます。

当セミナーでは、中小零細企業において、実際に同一労働同一賃金に取り組むにはまずは何から始めればいいのか、具体的に解説いたします。

また、中小企業における改正パートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日（大企業は2020年4月1日）ですが、改正派遣労働法は企業規模に関係なく2020年4月1日より適用になります。セミナーでは、派遣労働者の同一労働同一賃金はどのように制度化されるのかについても解説します。ぜひご参加ください。

日時： 令和元年 9月25日(水)  
午後1時30分～午後3時30分

場所：小松島商工会議所 1階会議室

講師：つちはし社会保険労務士事務所 代表  
特定社会保険労務士 土橋 秀美 氏

講師プロフィール

和歌山県出身。北海道大学理学部卒業。(株)教育社(現・ニュートンプレス)入社、科学関係の編集に従事。その後、徳島に転居し(株)アーサ入社、タウン雑誌の編集に従事。1998年、社会保険労務士試験に合格。社会保険労務士事務所で研鑽を積んだ後、2000年、独立。現在、徳島市内で開業。社会保険労務士、賃金コンサルタントとして人事労務コンサルティングを行っている。



※下記の申込書にお書きの上、FAXにてお申込みください。

参加申込書 (Fax 0885-32-0008)

住所			
事業所名		代表者名	
業種		従業員数	人
電話番号		参加者名	

※ご記入いただいた内容は、当事業の目的以外に使用しない等個人情報の適切な保護に努めます。